第3回男女共同参画審議会会議録(概要)

- 1 日 時:平成19年10月4日(木)午後3時~午後5時
- 2 会 場: 宇都宮市役所 16A会議室
- 3 出席者:山口委員,本間委員,宇田川委員,横松委員,沼尾委員,渡辺委員,杉山委員, 谷津委員,佐藤委員,小林委員,添田委員,小嶋委員,鈴木委員,大野委員, 手塚委員
- 4 傍聴者:0人
- 5 会議経過:
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ①報告事項 第2回男女共同参画審議会会議録(概要)について
 - 会議録の公開を了承
 - ②審議事項「(仮称) 第2次男女共同参画行動計画」の体系案について
 - 事務局から、審議資料、資料1、2に基づいて説明。

【各委員からの意見等】

(会長)

事務局の説明事項について, 質問, 意見をお願いしたい。

(委員)

第 2 回からの出席なので、少し見えていない部分をご了解いただきたい。審議会の特質上、諮問された事項についての審議が前提であると認識しているが、少し私的な意見であっても関連した事項であれば発言してもよろしいか。

(会長)

結構だ。

(委員)

資料を渡された中で私が感じたのは、基本理念のうち 2 番目に「項目の性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択」とあるが、具体的にどういうことなのかを説明願いたい。それと、施策の方向の 2 番目の「男女共同参画の視点に立った教育の推進」の中の取り組むべき施策 2 「男女共同参画の視点に立った学校教育の推進」について、審議委員の中にも学校関係者の方がいらっしゃるので現状を伺ってみたい。小中学校ではすでに男女共同参画の視点にたった教育をされていると思うがどうなのか。また、少し違うと思うが、栃木県は男女別学が非常に多い県である。群馬県に次いで 2 番目ということだ。また、大学についても男子短期大学というものはほとんどないと思うが、女子短期大学はまだ栃木県にもある。一番、男女共同参画を推進するところの学

校教育での現状をぜひ聞いてみたい。

もう一点。「地域活動における男女共同参画の促進」についてだが、地域によっては、 ややもすると男性の参画が少ない。子育てを終えた女性の方の活動が活発で、逆に男性 が入り込むのが少ない。男女共同参画とは、書かれてはいないが、その裏側に女性の地 位向上があると思われる。逆に男性に進めるような項目はあるのか。審議の参考にお聞 きしたい。

(会長)

では、最初の基本理念の 2 番について、いまだに残っている慣行・風習をどう克服するかという講座などを行っているパルティからご意見を頂戴する。

(委員)

データが手元にないのだが、県が男女共同参画の計画を作ったときの意識調査で、男女の地位の平等感をたずねたところ、ほとんどの分野で男性が優遇されていると感じていた。学校教育では平等と感じているが、社会の慣行・慣習や社会全体については不平等感が強い。具体的な例では、冠婚葬祭の場面などで、組単位でお手伝いを出すときに男性と女性で謝金の額が違うとか、地域で用水路の掃除をしたときに女性が出たときには足りないからお金を負担してくれとか、そういうこともまだあると聞いている。これはほんの一例だが、長年の慣習の中ではそうしたことが行われていることがあるので、男女共同参画の視点で見直してみましょうというのがこの基本理念の主旨だと思う。

(会長)

国・県・市の意識調査があるが、それぞれいつも同じような結果が出ている。差別を 感じないのは教育で、平等感が感じられないところの筆頭が、この地域の慣習・慣行、 政治などである。

(事務局)

宇都宮市の調査でも 8 割弱の方が、慣習・慣行で不平等感を感じている。また、性別 役割分担意識を表す「男は仕事、女は家庭」の意識についても肯定する人が 2 割弱いる。

(会長)

その他の質問等については、この後の審議の中でご理解いただくということでよろしいか。不明な点があったら、また質問してほしい。

(委員)

先ほど出た男女別学の問題については、審議委員の中には直接関係する方がいらっしゃらないと思うが、現状の高校の教育に関して、どういう問題があるのか考えたほうがいいと思う。私は、高校のPTAに関わっているが、高校生が加害者あるいは被害者になってしまうケースが多々ある。やはり、その手前の小中学校で下地ができていると思うのだが、現実に高校でどういう問題が起こっているかを直接知ってもらう必要がある。

また、男女平等は意義あることだが、平等・平等と言いすぎて、生理的な差まで無視するのはどうかと思う。小中学校では男女混合名簿が使われているが、身体検査では男女別々にしなければならない。ある程度は区別しなければならないと思う。その延長に男女別学があり、必ずしも男女共同参画の妨げにはなっていないと思う。区別と差別の違いを考えていかなければならない。

(委員)

男女別学の話は大事な話だが、プランの話題に戻したいがいかがか。

(会長)

審議項目とそれに関連する疑問点など,バランスを取りながら進めていきたい。では,続けてどうぞ。

(委員)

今回、男女共同参画に直接的に結びつくものに整理したということなので仕方ないが、前回の会議で人権ということがずいぶん話題に出たと思うが、「人権」という言葉が出ていない。男女共同参画の視点に立った学校教育の推進に、人権教育を入れられないか。人権の中でDVが取り上げられていたが、デートDVなどの被害があるように、若い頃からの人権教育が必要と考える。男女共同参画だけではなく広く人権教育を進めるべきと考える。次に、ワーク・ライフ・バランスについてだが、企業は利潤を追求するところ。面倒くさいことやお金のかかることはやりたくないというのが本音。それを説得して歩くには、成功例や、ワーク・ライフ・バランスの取組は、最終的には企業の利益になるんだということを見せ、企業のトップの教育活動、啓蒙を進めるべきではないかと思う。表彰や優遇措置とあるが、企業は結局お金。将来的な利益があることを訴えるべきと思う。

(会長)

次回の事業の検討にかかる部分もあるが、事務局で答えられることがあるか。

(事務局)

人権教育については、事業に反映していきたい。また、出前講座などでも教育していく。 ワーク・ライフ・バランスについては、企業に対する優遇措置として入札参加の際に加 点するなど、さまざまな取組を考えていきたい。

(会長)

厚生労働省でもさまざまな取組がされていると思うがいかがか。

(委員)

ワーク・ライフ・バランスは、はじめは仕事と家庭の両立支援として始められたが、今 は人として人生と仕事とのバランスをとるということで進めている。ワーク・ライフ・バ ランスを育児や介護との両立支援として捉えていると非常に狭いし、なんだかんだ言って も育児や介護は 9 割方女性が負っているため、男性が関わる部分についても言わないと結果として身動きが取れなくなるということだ。

(会長)

厚生労働省もさまざまな研修や意識啓発を行っている。市も,男女共同参画を推進する プランにワーク・ライフ・バランスを取り入れ,多様な視点から捉えられているというこ とだ。

(委員)

ワーク・ライフ・バランスは、労働者側にとっては歓迎することだと思うが、問題は、 雇用者側、経営者側が根本的に意識を変えないと進まない。雇用者側に働きかける取組が 必要と考える。

(委員)

事業者に理解いただくことは難しい。事業者は、存続をかけ企業間の競争に勝たなければいけないというのが非常に強いのは事実。個人的に思うのは、女性は非常に厳しい排除をされかねない状況で仕事をしてきているのである。つまり、いつ、妊娠するか、いつ、保育園から電話がかかってくるかと思って仕事しているのである。そういう労働者は会社にとって非常に効率の悪い社員である。それでも女性たちは、多少冷たい目で見られても覚悟して働いている。仕事と家庭の両方を持つためには、こんなことでめげていてはとてもやっていられないと覚悟を決めている。男の人にはそういう覚悟が足りないと思う。会社にクビにされたら家族が大変だからという思い込みに近い責任感などに一番とらわれているのは男性である。男性にもう少し行動していただけないかと思う。最近は、多くの男性が自分の人生を大切にし始めている。事業者はそのことに気づいてほしい。

(会長)

ワーク・ライフ・バランスは男性の働き方を見直すという視点が大事だ。

(会長)

男性にとっての男女共同参画という柱をひとつ起こせるかどうかだ。

(委員)

「女性に対する暴力根絶の取組」についてであるが、私が昨年派遣させてもらった海外研修の事前研修で、少なからず男性に対する暴力もあるという話を聞いた。男性にとっての男女共同参画という観点からいくと、男性に対する暴力のパーセンテージが少ないからと言って、男性のことを書かず女性のことだけを言っているのはどうかと思う。女性に限定せず、暴力の被害者として表記していったほうがいいのではないか。男性のための男女共同参画と言うのであれば、この施策は女性のためのものであって、それ自体が男女平等とは言えないのではないか。

(会長)

ただいまの意見について説明を願う。

(事務局)

命の危険を感じるほどの暴力を受けている女性が多く,あえてここは女性に対する暴力 に特化したところだ。

(委員)

それでは警察と同じで、被害が発生してからの対処になってしまう。今後、男性が被害者となって殺されないとは限らない。そういう場合の取組方法などもきちんと方向付けしておいたほうが予防という意味ではいいのではないか。

(委員)

基本的に、暴力は弱いものに対して行われる。妻が夫を殺したという事件も起こっているので、それも検討しなければならないが、さらに弱いものへの暴力を考えなければならない。男女間の暴力だけでなく、それが子どもへの虐待という形に進むケースが非常に多いことも事実である。これもひとつ検討の中に入れてほしい。

(委員)

18 年度の男女共同参画の推進に関する年次報告書のDVに関する現状報告もあるように、宇都宮市において、夫やパートナーから何らかの暴力を受けた経験のある女性の割合は12.7%となっている。内閣府の調査では14.1%となっている。問題は次で、「まったくない」と答えた人が宇都宮市では82.2%、内閣府調査では20.7%である。無回答は宇都宮市5%、内閣府65.2%である。無回答の人は、どれが暴力か分からないというところまで来ているのだと思う。しかし、「まったくない」と答える人は、暴力に対する感性がないということだ。何が暴力であるかに、私たち自身が目覚めなければならないと思う。例えば、これは愛情表現だと言って妻が夫から暴力を受けているのを見ている子どもというのは、児童虐待の被害者である。宇都宮市の子どもの虐待の相談現状はというと、8月の調査では増加している。そこには悲惨な現状がたくさんある。まずは、私たちが女性に対しての暴力とはどういうことか、暴力そのものについて関心を持つべきだ。さらに、女性の労働者は覚悟して働かなければならない現状が多々ある。そのストレスが子どもに向かってしまうという事実もある。親が子どもを連れて専門機関に相談に来ればいいほうだが、子どもは自分では来られない。ここにいる私たちは支援できる立場、支援しなければならない立場として、この行動計画を誰のために作るのかを確認しなければならないと思う。

(委員)

体系案についてほかにあるか。

(委員)

第 2 次計画案らしさを出す必要があると考える。その際, 重要視しなければならないの

は、市民がこの計画に何を期待しているかだ。市民の期待をどれだけ第2次計画案に盛り 込めるかということだ。それを知る手がかりとして課題のまとめがあり、課題のまとめを もとに体系を整理しているので非常によくまとまっている。ここで、いくつか気になった ことを申し上げる。第2次計画案の特色が3つあるが、「男女共同参画弱者への積極的な対 応」を特色の 4 つ目としてあげていけたらいい。男女共同参画弱者とはどういう立場の人 かというと、ひとつは中小企業である。大企業ならばワーク・ライフ・バランスに取り組 めるが、中小企業は取り組む姿勢があっても、まずは経営をしていかなければならない。 そういう企業に対して行政はどう支援できるのか。それを考えていかなければならない。2 つ目は、男性である。男女共同参画を分かっている男性はたくさんいるが、行動に表せな い。これは弱者だ。こういう男性をどう取り入れて計画を進めていくかが必要だ。もう, 女性のエンパワーメントの時代は終わったのかなと思う。この次に考えなければいけない のは男性だ。男性を施策の対象にしていかなければならない。もうひとつは、関心を示さ ない、あるいは関心を持っていてもどうにもならないDV被害者などや、関心を示すこと のできない女性だ。こうした、振り向いてくれない女性に対して、どういう手立てが出せ るのか。そこを第2次計画の特徴に含めてほしい。そういうことを考えたときに、基本目 標Iの「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」の施策の方向に「意識づくり」 と「教育」とあるが、ここには学習が必要ではないかと思う。施策の方向に「男女共同参 画の視点に立った学習の推進」というものがほしい。そして、その取り組むべき施策に「生 涯学習の推進」を入れるといいのではないか。教えるとか指導するということだけでなく 学習することを入れていったほうがいい。もうひとつ,基本目標Ⅲの「男女が互いを尊重 し大切にする社会づくり」の中で、施策の方向に「男女の人権を大切にするコミュニティ づくり」という項目があったらいいのではないかと思う。そして,その取り組むべき施策 に「共生をめざしたコミュニティ支援」が入っていけば非常にいいと思う。最後に、私は 市民活動グループの団体として来ているので、ワーク・ライフ・バランスの取り組むべき 施策に「グループまたはテーマ活動による男女共同参画の推進または支援」という項目を いれていただけると全体がまとまったものになると思う。

(会長)

意見を,今後,施策・事業に反映させるのか,あるいは施策の方向や取り組むべき施策に反映させるのか,事務局で検討願いたい。その他意見はあるか。

(委員)

弱者に対する取組はいろいろな意味で必要になってくると思う。何人かの委員からも出たが、子どもが最も弱者である。ネグレクトで不登校になってしまったり、パニックを起こすような状態になったりというような子どもが年々増えている現状だ。そうした子の家庭環境を見てみると、父親が参画していない。母親が自分ひとりで働きながら育てていて、ストレスになって子どもにあたってしまうというケースが非常に多い。男性の意識啓発をしていくというのは全体の流れの中で必要なことであると思う。特に、中学校においては、PTAはほとんどが女性で、もっと男性の方にも参画してもらいたい。そうすれば、かなり変わってくるのではないかと思う。男性の意識の啓発はこれからの大きな課題になると

思う。

また、すべての基盤は人権。男女も大本は人権だ。わが校でも、学校だより裏側には必ず人権教育の資料を入れている。そこには男女共同参画に関する資料も1年に1度は入れている。学校が発信する学級だよりや図書だよりも男女共同参画に配慮した作り方をしている。お知らせなどでは父親がエプロンをしている姿を描くとか、必ず男女両方を入れるとか。また、小学校では、男の子も女の子も〇〇さんと呼ぶなど、男女共同参画の配慮している。やはりこれからは、一番大本の人権と、弱者に対する配慮というのが重要になるのではないかと感じた。

(委員)

具体的な施策に、例えば保育園で子どもが熱を出したときにお父さんから電話をかけて みるとか、宇都宮市が行政としてできることを加えたほうがいいのではないかと思う。

また、性教育は非常に大切だと考える。18,19歳で妊娠して結婚もできない、本当に将来不安な状況で、特に男性がその現実から逃げてしまっている。子どもができたら責任を負わなければならないこと、相手を大切にすることを教育しなければいけない。

(会長)

第2次計画の特色の1番にあるように、今回の計画はなるべく男女共同参画課で責任を 持ってできるものに絞ってということであったが、今のご意見について、大切なことでは あるが別の適切な課でやってもらうのか、事務局としていかがか。

(事務局)

事業への反映を検討する。このプランについては男女共同参画の視点に立って男女共同 参画課が責任を持ってできるような事業で組み立てていく。

(会長)

印象的なのは,第2次計画案の特色の1番目。これまでは多方面の施策に男女共同参画 の視点をということで構成されていたが,今回のプランは男女共同参画の推進に直接的に 結びつく,男女共同参画課が責任を持ってできる事業に絞って深くやっていくという変更 点だ。

(委員)

施策の方向「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組」の中に、「女性の多様なチャレンジへの支援」が取り組むべき施策として入っている。これは女性の能力の開発・活用に当たると思うが、宇都宮市では、女性の能力はもう十分に発揮されていると捉えているのかという印象を持った。宇都宮市は合併したばかりで、地域差もあるだろう。まだまだ女性の能力の発揮が必要でないかと思うのだがいかがか。

(委員)

私は、チャレンジ支援の一環である「女性の海外研修」に派遣してもらったわけだが、派

遣後のフォローがまったくない。研修終了者で会を作って研修等自己研鑽の活動をしているが、県もそのための予算をつけてくれるわけでもなく、能力を活用する場所を提供してくれていない。研修に行った後の部分が見えないので、これからは予算をつけるなりして、研修終了者のバックアップの面で施策を考えていただけたらいいと思う。

(事務局)

ご意見としてうかがう。今回の計画は課題の整理からきたものである。女性のチャレンジ支援については、環境整備と能力開発が、裏腹というか、行ったり来たりするところもあり、庁内で検討した結果、今回は取り組むべき施策にチャレンジ支援を位置づけたところだ。

(会長)

チャレンジ支援は大変重要で,施策の方向に格上げするかどうかということも含め検討していただきたい。

(委員)

先ほど中小企業や労働の現状の話が出たが、女性のチャレンジ支援はまさにそこのところではないかと思う。いったん家庭に入った人の再就職・事業起こしも含まれるだろう。 育児で仕事を辞めた人への支援もあるだろう。 臨時雇用した人を正社員に雇用するとかいうものも含まれているだろう。今一番弱いところを第2次プランに生かすということに賛同する。もうひとつ、暴力の話の中で、宇都宮市ではストーカー問題などがどうなのだろうと思った。県ではDVよりむしろストーカーのほうが数字の上では多く出ている。このチャレンジ支援の中の問題で対応しなければならないと思う。

(委員)

多様なチャレンジ支援でひとつ。暴力の被害者への支援体制の強化があるが、被害者の 自立支援は大きな意味でのチャレンジ支援である。それをいかに支援できるか。人権その ものが否定されている中での生活から、自分は人間として生きていていいんだと思い、自 活していく。そこでは、生きていくために必要な項目の支援体制の強化が必要だ。それが、 大きな意味でのチャレンジ支援であり、必要な支援であることを共通理解していただけれ ばと思う。

(会長)

チャレンジ支援の意味をより深く広く捉え,それを事業計画にどう落としていくかだ。 事務局は,次回の審議会で示してほしい。

ここで、委員の皆様にお願いがある。前回の審議会でこの計画にスローガンをという話 し合いがされたが、次回までにそのスローガンを考えてきてほしい。よろしくお願いする。 その他委員から何かあるか。

(委員)

先ほどの,誰のための計画かという意見に共感する。国の方針がこうだから、県の計画がこうだからではなく,市としての独自性を出したほうがいい。きれいな漠然とした良い言葉を並べても,市民が一緒に考えてくれない。ここで議論された具体的な意見を計画の方向・施策の内容に盛り込んでもらい,方向性を出していただければよいものになると思う。

(会長)

大事な部分である。では、これで終わりにする。貴重なご意見ありがとうございました。